

障害福祉サービスのご利用にあたって

◆ 計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービスを利用する方は、『サービス等利用計画』（障害児通所を利用する場合は、『障害児支援利用計画』。以下、『サービス等利用計画』等）の提出が必要になります。

『サービス等利用計画』等は、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて、最も適切なサービスについて検討し、作成するものです。

作成に当たっては、相談支援専門員がサポートします。作成にかかる自己負担はありません。

対象者：障害福祉サービスをご利用するすべての方。

作成者：指定特定相談支援事業者（障害児通所を利用する場合は、指定障害児相談支援事業者。以下、指定特定相談支援事業者等）。

サービス利用申請からサービス利用開始までの流れ：

1. 申請者は、市へ、サービス利用申請
2. 申請者は、指定特定相談支援事業者等と契約
3. 場合に応じて市による調査（障害支援区分認定を含む）
4. 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画案等を市へ提出
5. 市による支給決定・市から申請者へ受給者証発行
6. 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画等を市へ提出
7. 申請者は、サービス提供事業者と契約・サービス利用開始

★モニタリング。

受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、指定特定相談支援事業者が障害福祉サービスの利用状況を検証し、計画の見直しを行います。

★ケアプランによる提出。

介護保険サービスとの併給者は、サービス等利用計画に代わり、障害福祉サービスを含むケアプランを提出していただきます。

★セルフプランによる提出。

状況に応じて、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画に代わり、本人や家族、支援者等が作成する『セルフプラン』を提出することができます。この場合、原則、支給決定後のモニタリングの実施はありません。

<ダウンロード先>

東村山市トップページ ⇒ 健康・福祉・医療⇒障害のあるかた⇒障害者総合支援法
⇒障害福祉サービスのご利用にあたって 「セルフプラン様式ダウンロード」

問い合わせ先

〒189-8501 東村山市役所 健康福祉部 障害支援課

電話：042-393-5111 支援第1係（内線3166～3169）

支援第2係（内線3155～3157）

指定特定相談支援事業者

平成26年10月24日現在

法人名	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	身体	知的	障害児	精神	難病
(社)東村山けやき会	地域生活支援センター ふれあいの郷	189-0002	青葉町3-30-7	042-397-6400				○	
(社)東京コロニー	コロニー障害者計画相談支援室 (ふきのとう)	189-0001	秋津町2-22-9	042-306-1851	○	○		○	
(社)天童会	秋津療育園相談支援センター	189-0002	青葉町3-31-1	042-391-1345	○	○		※	※
(社)東京都社会福祉事業団	東京都社会福祉事業団 東村山相談支援事業所	189-0012	萩山町1-35-1	042-343-8141		○			
(社)いずみ	相談支援事業所トピラ	189-0024	富士見町3-4-16	070-6425-3180	○	○	○	○	○
NPO 東村山手をつなぐ親の会	くおりあ相談室	189-0003	久米川町3-12-7	042-306-4245		○	○	○	
(社)小さい共同体	相談支援センター こだま	189-0013	栄町2-9-32 晃正プラザ303	042-395-1427	○	○	○	○	○

注1 欄の○印は、主たる対象者を示しています。※印については、対応が可能な場合がありますので、各事業所にご相談ください。

注2 このデータにつきましては、東京都から提供のあった資料を基に作成しています。

指定障害児相談支援事業者

法人名	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
(社)いずみ	相談支援事業所トピラ	189-0024	富士見町3-4-16	070-6425-3180
NPO 東村山手をつなぐ親の会	くおりあ相談室	189-0003	久米川町3-12-7	042-306-4245